

内国会社の代表者の住所について

1 会社の代表者の住所要件とは

昭和59年9月26日付け法務省民四第4974号民事局第四課長回答（以下「本件回答」という。）

「内国株式会社の代表取締役のうち少なくとも1名は、日本に住所を有しなければ、設立の登記の申請は受理できない。」

2 本件回答の趣旨及び根拠

- 本件回答は内国会社（会社法に準拠して設立された会社）に関するものであるところ、内国会社の本店は日本国内に存在しなければならず、会社の主たる営業所である本店の業務を統括している代表者は、国内にある本店に常勤し、日本法の規律に従うことが予定されていると考えられる。
- 会社代表者の全員が外国にいる会社が、投資詐欺等の違法行為を行った場合、消費者を含む債権者や株主が、当該会社又はその代表者に対し、取締役の会社に対する損害賠償責任（会社法第423条）、第三者に対する損害賠償責任（同法第429条）等に基づく責任を追及することは事実上困難になる。
- 会社法には、会社の解散命令（同法第824条）、法令違反に係る刑罰・過料の制裁（同法第960条から第979条まで）等、会社に対する違法行為等の是正措置に関する規定が置かれているが、会社代表者の全員が外国にいる場合には、裁判手続や強制執行により実効性のある是正措置を講じることが困難となる。
- 本件回答では、会社の代表者が複数いる場合であっても、そのうち1名が日本に住所を有することで足りるとしており、登記申請手続上も、外国人の代表者については、印鑑証明書の添付を求めず、外国官憲のサイン証明で足りることとするなど、企業活動の国際化等を考慮し、必要最小限の要件を課すにとどめている。

内国株式会社の代表取締役の住所について

(昭五九・八・一三・二法登一・二三八東京法務局民事行政部長照会 昭五九・九・二六民四・四九七四民事局第四課長回答)

(要旨)

内国株式会社の代表取締役のうち少なくとも一名は、日本に住所を有しなければ、設立の登記の申請は受理できない。

(照会)

代表取締役が日本に住所を有しない内国株式会社の設立の登記の申請は受理すべきでないと考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示をいただきたくお伺いします。

(回答)

客月一三日付け二法登一第二三八号をもって照会のあった標記の件については、内国株式会社の代表取締役のうち少なくとも一名は日本に住所を有しなければ、当該登記の申請は受理できないものと考えます。

内国株式会社の代表取締役の住所について

(昭五九・一〇・二五・二法登一・三三五東京法務局民事行政部長照会 昭六〇・三・一一民四・一四八〇民事局第四課長回答)

(要旨)

代表取締役が日本に住所を有しない内国株式会社の代表取締役の重任又は就任の登記についても、当該会社の代表取締役のうち少なくとも一名が日本に住所を有する場合でない限り、その登記の申請は受理すべきでない。

(照会)

内国株式会社の代表取締役のうち少なくとも一名は日本に住所を有しなければ設立の登記申請は受理すべきでない旨の貴職回答(昭和五九年九月二六日付け民四第四九七四号)がありますが、代表取締役が日本に住所を有しない内国株式会社の代表取締役の重任又は就任の登記についても、当該会社の代表取締役のうち少なくとも一名が日本に住所を有する場合でない限りその登記の申請は受理すべきでないと考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示をいただきたくお伺いします。

(回答)

客年一〇月二五日付け二法登一第三三五号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。

会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）

（株式会社の設立の登記）

第九百十一条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行わなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日（設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日）

二 発起人が定めた日

2 前項の規定にかかわらず、第五十七条第一項の募集をする場合には、前項の登記は、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行わなければならない。

一 創立総会の終結の日

二 第八十四条の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

三 第九十七条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

四 第百条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

五 第百一条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 資本金の額

六 発行可能株式総数

七 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）

八 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数

九 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

十 株券発行会社であるときは、その旨

十一 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項

イ 新株予約権の数

ロ 第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

ハ ロに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件

ニ 第二百三十六条第一項第七号並びに第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

- 十三 取締役の氏名
- 十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十二号に規定する場合を除く。）
- 十五 取締役会設置会社であるときは、その旨
- 十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第三百七十八条第一項の場所
- 十七 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、その旨及び監査役の氏名
- 十八 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
- 十九 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
- 二十 第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
- 二十一 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項
- イ 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨
- ロ 特別取締役の氏名
- ハ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- 二十二 委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
- イ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- ロ 各委員会の委員及び執行役の氏名
- ハ 代表執行役の氏名及び住所
- 二十三 第四百二十六条第一項の規定による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
- 二十四 第四百二十七条第一項の規定による社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
- 二十五 前号の定款の定めが社外取締役に關するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- 二十六 第二十四号の定款の定めが社外監査役に關するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨
- 二十七 第四百四十条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
- 二十八 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
- 二十九 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げ

る事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

三十 第二十八号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十二
 条の三、第二十二條の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行 い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含 む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその 経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有 しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）（抄）

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下
 「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	基準
法別表第一の二の 表の投資・経営の 項の下欄に掲げる 活動	<p>一 申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、次のいずれにも該当してい ること。</p> <p>イ 当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p> <p>ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の 在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。</p> <p>二 申請人が本邦における貿易その他の事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若 は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若 しくは本邦における貿易その他の事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業 の管理に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 当該事業を営むための事業所が本邦に存在すること。</p> <p>ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の 在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。</p> <p>三 申請人が本邦における貿易その他の事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理につい て三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日 本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十二
条の三、第二十二條の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を 定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）（抄）

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下
「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとす
る。

活動	基準
法別表第一の二の 表の企業内転勤の 項の下欄に掲げる 活動	<p>一 申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術の 項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在 留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期 間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。</p> <p>二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の三、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
投資・経営 (略)	法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動 (略)	(略) <ol style="list-style-type: none"> 一 貿易その他の事業の経営を開始し、又はこれらの事業に投資してその経営を行うとする場合 <ol style="list-style-type: none"> イ 事業計画書、会社又は法人の登記事項証明書及び損益計算書の写し ロ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ハ 事業所の概要を明らかにする資料 ニ 当該外国人の投資額を明らかにする資料 三 貿易その他の事業の経営を開始し、又はこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行うとする場合 <ol style="list-style-type: none"> イ 事業計画書、会社又は法人の登記事項証明書及び損益計算書の写し ロ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し ハ 事業所の概要を明らかにする資料 ニ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 三 本邦において開始され、若しくは投資された貿易その他の事業の管理に従事し、又は貿易その他の事業の経営を開始し、若しくはこれらの事業に投資している外国人に代わつてその管理に従事しようとする場合 <ol style="list-style-type: none"> イ 事業計画書、会社又は法人の登記事項証明書及び損益計算書の写し ロ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し ハ 事業所の概要を明らかにする資料 ニ 職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書 ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
企業内転勤 (略)	法別表第一の二の表の企 (略)	一 外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書 (略)

(略)	
(略)	業内転勤の項の下欄に掲げる活動
(略)	<p>二 本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料</p> <p>三 外国の事業所（転勤の直前一年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書</p> <p>四 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料</p> <p>五 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>六 卒業証明書及び経歴を証する文書</p>